

埼玉県専門コース別研修事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、埼玉県とする。

なお、この事業を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人、特定非営利活動法人等に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 本事業は、指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事している者のスキルアップに向けた研修をその内容とする。

(関係機関等との連携)

第4条 県及び事業の委託を受けた者は、市町村、地域における相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体等との連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めることとする。

(経費の支弁)

第5条 県は、それぞれの事業を委託する場合には、予算の定める額の範囲内で支弁するものとする。

(報告)

第6条 事業の委託を受けた者は、別に定めるところにより、知事に対し事業の実施状況等について報告するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月28日から適用する。